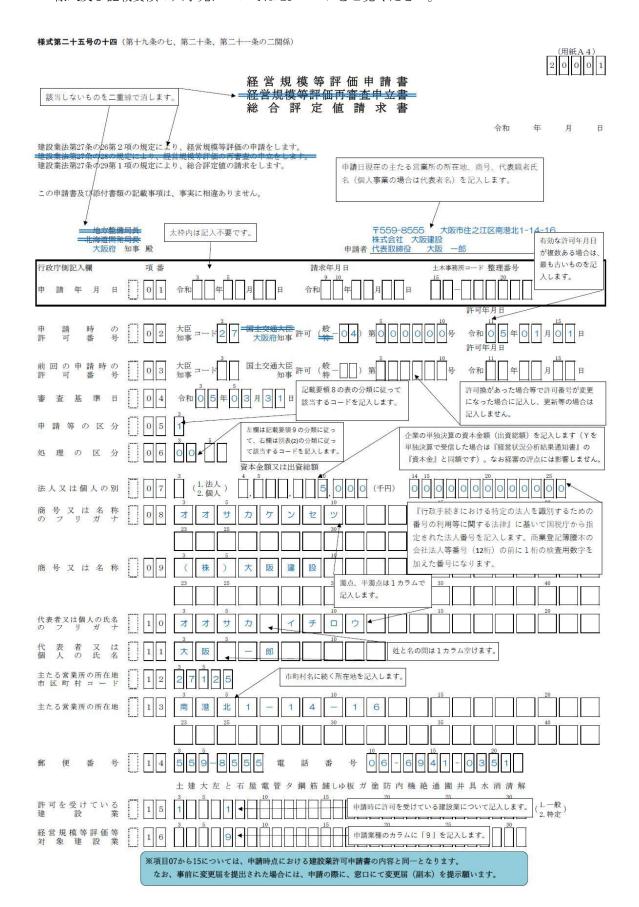
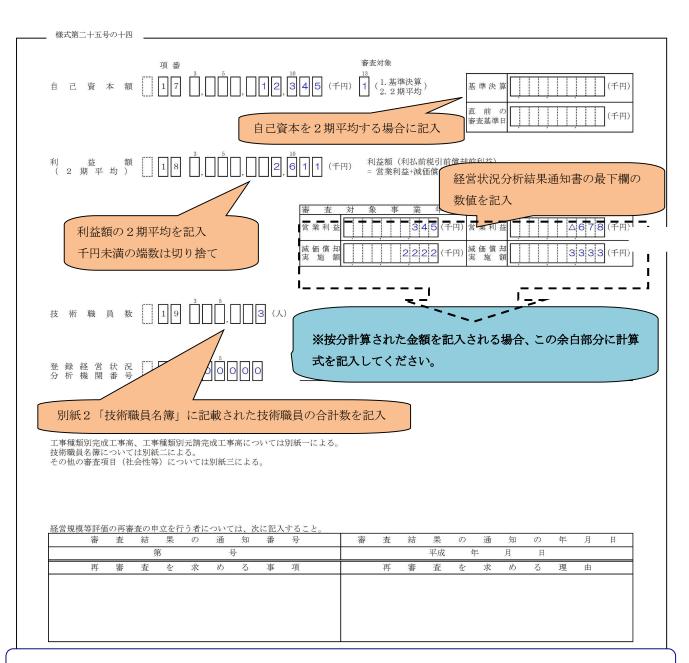
経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

申請書類に添付しています記載要領を参考に作成してください。 様式及び記載要領の入手先については19ページをご覧ください。





[市区町村コード表]

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
大阪市		27119	阿倍野区	27145	南 区	27214	富田林市	27229	四條畷市
27102	都島区	27120	住吉区	27146	北区	27215	寝屋川市	27230	交 野 市
27103	福島区	27121	東住吉区	27147	美 原 区	27216	河内長野市	27231	大阪狭山市
27104	此花区	27122	西成区	27202	岸和田市	27217	松原市	27232	阪南市
27106	西区	27123	淀川区	27203	豊中市	27218	大東市	27301	島本町
27107	港区	27124	鶴見区	27204	池田市	27219	和泉市	27321	豊 能 町
27108	大正区	27125	住之江区	27205	吹田市	27220	箕 面 市	27322	能 勢 町
27109	天王寺区	27126	平野区	27206	泉大津市	27221	柏原市	27341	忠 岡 町
27111	浪 速 区	27127	北区	27207	高 槻 市	27222	羽曳野市	27361	熊取町
27113	西淀川区	27128	中央区	27208	貝塚市	27223	門真市	27362	田尻町
27114	東淀川区	堺	市	27209	守口市	27224	摂 津 市	27366	岬 町
27115	東成区	27141	堺 区	27210	枚方市	27225	高石市	27381	太子町
27116	生 野 区	27142	中 区	27211	茨 木 市	27226	藤井寺市	27382	河 南 町
27117	旭 区	27143	東 区	27212	八尾市	27227	東大阪市	27383	千早赤阪村
27118	城東区	27144	西区	27213	泉佐野市	27228	泉南市		

[項番 05 申請等の区分コード表]

コード	申請等の種類			
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求			
2	経営規模等評価の申請			
3	総合評定値の請求			
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求			
5	経営規模等評価の再審査の申立			

[項番 06 (左欄) 処理の区分コード表]

[(江南) た在り四方・「衣」
コード	処理の種類
00	12 か月ごとに決算を完結した場合
	(例) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6 か月ごとに決算を完結した場合
	(例) 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月
	に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
	(例1)合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和5年10月1日に当該組織変更の登記を行つた場
	合で令和6年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
	(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和5年3月31日に終了した場合で事業年度の変更に
	より令和5年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
	(例) 令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和6年3月31日に終了した最初の事業年度
	について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
	(例) 令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和6年3月31
	日) より前の日(令和5年11月1日) に申請するとき

[項番 06 (右欄) 処理の区分コード表]

コード	処理の種類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請
	するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請すると
	<i>a b c c c c c c c c c c</i>
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準
	日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲
	渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが
	行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計
	画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決
	定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立
	日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定
	を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分
	担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親
	会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請す
	るとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として
	認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合